

企業誘致検証検討特別委員会報告書

平成 28 年 3 月 25 日

宇陀市議会議長
多田 與四朗 殿

1. 委員会設置の経緯、目的

宇陀市の 6 次産業推進の事実上のスタート、また、企業誘致という大きな期待を背負い平成 27 年 4 月に伊那佐農産物加工所が操業致しました。

しかし、その操業から 2 か月も経たないうちに撤退表明があり、10 月には破産に至るという極めて異常な事態が発生し、市民の皆様にも大変ご心配をお掛けしております。

そこで、宇陀市議会としてこの問題を放置しておくことは出来ないと判断し、今回の件について客観的に検証を行い、問題点や課題を踏まえた今後の取り組みについて、検討を行うことを目的として、企業誘致検証検討特別委員会を設置しました。

2. 検証方法

委員会等の開催

【平成 27 年】

- 1 2 月 2 日 第 4 回定例会初日特別委員会設置
- 同 日 特別委員会開催 正副委員長を互選
- 1 2 月 1 5 日 特別委員会開催 スケジュール、検証内容等協議、関係資料の請求

【平成 28 年】

- 1 月 6 日 特別委員会協議会開催 質疑等協議
- 1 月 1 5 日 特別委員会協議会開催 質疑等協議
- 1 月 1 9 日 特別委員会協議会開催 質疑等協議
- 1 月 2 6 日 特別委員会開催 理事者への質問
- 2 月 4 日 特別委員会協議会開催 問題点協議
- 2 月 1 0 日 特別委員会開催 理事者への質問
- 2 月 1 9 日 特別委員会協議会開催 問題点協議
- 2 月 2 3 日 特別委員会開催 理事者への質問及び参考人聞き取り

2月24日	特別委員会協議会開催	検討事項の協議
3月2日	特別委員会協議会開催	検討事項の協議
3月3日	本会議において委員長報告	
3月7日	特別委員会協議会開催	検討事項の協議
3月10日	特別委員会協議会開催	検討事項の協議
3月16日	特別委員会協議会開催	検討事項の協議
3月18日	特別委員会開催	

3. 検証内容

- ① 市が農産物加工所の開設方針を出してから、実際に企業誘致を行うまでの経緯の検証。
- ② 市が直営ではなく、企業誘致による農産物加工所の設置に踏み切った理由と期待していた成果についての検証。
- ③ 市は誘致企業に対して内装工事を特命随意契約によって発注をしている。その契約についての妥当性の検証。
- ④ 誘致決定から開設までの間行われた交渉の経過。
- ⑤ 市より議会に対して提供された資料、説明の再検証。予算審査において問題点がなかったかどうかを検証。

4. 本件の概要と経過について

【平成25年】

- | | |
|-------------|---|
| 5月24日・6月25日 | 産業振興プロジェクト会議、農産物の加工農家の余剰野菜を買取り、粉末加工することによる6次産業化の推進と農家の所得向上を図る |
| 7月5日 | 農業振興意見交換会
市関係者及び農業関係者による意見交換会 |
| 7月22日 | 近畿農政局と打合せ
大和高原野菜加工販売プロジェクトについて見解聴取 |
| 8月7日 | 産業振興プロジェクト会議
市農業の活性化のため、伊那佐に農産物加工所の建設を進めることを確認
加工所の運営体制については、協議会としメンバーは検討する |
| 8月19日 | 政策調整会議
市農業の活性化のため、農産物加工所の建設を進めるこ |

- とを確認
- 加工所の運営体制については、当面の間、市の関与した団体を設立し運営していく方針としたが、市の関与については理解が得難かった
- 同日 竹内市長と G-Labo 吹井社長が 6 次産業化について協議
- 8 月 20 日 竹内市長より担当職員に企業誘致検討を指示
- 8 月 22 日 農業振興意見交換会
事業の展開方法を変更し、企業誘致として事業を展開していくことを確認
- 9 月 4 日 宇陀市議会「6 次産業企業誘致に係る基盤整備の実施設計」補正予算提案
市が施設整備を行うなら進出すると G-Labo 吹井社長表明
- 9 月 23 日 伊那佐連合自治会への説明
伊那佐文化センターを改修し、農業の 6 次産業化を行う企業を誘致することを説明
- 9 月 26 日 宇陀市議会 補正予算可決
- 10 月 9 日 株式会社 健康野菜の宇陀農園 設立
- 11 月 1 日 宇陀市 6 次産業化に伴う企業誘致に関する協定書締結
(市・G-Labo・宇陀農園)
- 11 月 8 日 施設規模についての調整
(市より G-Labo に HACCP 仕様の特殊内装工事を依頼)
- 12 月 3 日 宇陀市議会 伊那佐文化センター管理関係条例の改正及び工事費等補正予算提案 総事業費約 1 億 7,000 万円
- 12 月 20 日 宇陀市議会 条例改正及び補正予算可決
- 【平成 26 年】**
- 1 月 28 日 宇陀農園より伊那佐連合自治会へ事業説明
- 2 月 28 日 健康野菜の宇陀農園、近畿農政局より総合化事業計画の認定を受ける
- 5 月 16 日 改修工事等契約
- 7 月 健康野菜の宇陀農園、近畿農政局より 6 次産業化ネットワーク活動支援交付金交付内示を受ける
- 10 月 31 日 改修工事等業務完了
- 11 月 20 日 伊那佐農産物加工所賃貸借契約締結
- 【平成 27 年】**
- 3 月 29 日 健康野菜の宇陀農園伊那佐農産物加工所竣工式
- 4 月 宇陀農園伊那佐農産物加工所操業開始

- 5月29日 宇陀農園から休業・撤退の申出(農産物栽培の失敗等)
- 6月18日 宇陀農園から加工所改善等の要望書が提出
- 6月23日 宇陀農園に対し「運営計画の変更理由書及び変更計画書の提出について」を依頼
- 同日 宇陀農園から運営計画の変更はないと回答
- 6月30日 宇陀農園に対し「社員の解雇の確認とその対応について」を依頼
- 7月1日 宇陀農園から解雇状況等の報告を受ける(5名解雇)
- 7月3日 宇陀農園から通知書が提出される
違法工場のため賃借料の支払いを保留し、操業を縮小及び休止する等の内容
- 7月9日 宇陀農園からの6月18日付けの要望書及び上記通知書に対する回答と通知書を送付
- 同日 宇陀農園より通知書が提出
違法操業は続行できず、賃貸借契約を解除し、他所への工場移転を行う旨の通知
- 7月14日 契約解除により、市が被った被害について訴訟をおこす準備を進める旨の通知
- 8月19日 市有財産賃貸借契約の契約解除通知を内容証明により発送
- 8月26日 宇陀市議会全員協議会で報告
- 8月8日 宇陀市議会 9月定例会に「調停の申入れについて」を提案
- 9月29日 宇陀市議会 「調停の申入れについて」可決
- 9月29日 (9月25日付け文書、28日受付)
宇陀農園破産手続開始判明
- 10月9日 (10月5日付け文書)
G-Labo 破産手続開始判明
- 10月29日 宇陀農園破産開始決定及び破産管財人の選任
- 11月18日 市有財産の明渡請求訴状提出・受理
- 11月25日 宇陀市議会全員協議会で説明
- 12月24日 第1回口頭弁論
- 【平成28年】
- 2月25日 (延期) 第2回口頭弁論

5. 検証による問題点、課題の整理について

◆行政側

- ① 産業振興プロジェクト会議の当初より G-Labo が関わる形での農産物加工所設置が検討されていたことは否定出来ない。

ただし、当初の事業案は複数業者が参画する協議会による運営であり G-Labo のみを念頭においた企業誘致が進められていたとは認められない。

- ② 平成 25 年度中の事業化を前提として進められており運営主体の決定という重要事項が十分な議論を経て方針決定されたとは認められない。

- ③ 随意契約による特殊内装業務委託について違法性はないと認められるが、妥当性については疑問が残る。

(平成 25 年 11 月 8 日、市は井上副市長(当時)を通じて G-Labo に対して農産物加工所の HACCP 仕様の内装工事の施工を打診し、その場で吹井寛文氏が承諾。平成 26 年 5 月 18 日、市は G-Labo に対して随意契約で特殊内装工事を発注。随意契約の理由書を精査したところ随意契約理由は HACCP 対応のためであることが確認された。併せて G-Labo より市に対して提出された見積もり書類を精査したところ、G-Labo は建設業の許可を持っていないため、委託業務契約を締結し、実際の施工は特定建設業の許可を持つ業者に G-Labo から工事部分を委任し施工されたことが確認された。下請け業者が行った内装工事は一般的な内装工事であり、必ずしも当該企業でなければ施工することが出来ない特殊内装工事であるとは認められなかった。市は竣工後、農産物加工所が HACCP の認証を受けているか確認していない。この後、宇陀農園は農産物加工所が違法工場であると一方的に主張をするようになる。)

- ④ 宇陀農園が主張をした農産物加工所が違法であるとの主張は一切認められない。

(平成 26 年 5 月に作成された G-Labo より宇陀市に提出された伊那佐農産物加工所整備事業特殊内装業務見積書に添付されている設計図には農産物加工所の 1 階の野菜の洗浄を行う部屋から出る排水は雨水排水として河川に放流することが明記されている。また、排水を雨水排水として放流することは地元自治会等と合意が得られれば問題が

ないと、桜井土木事務所、景観・環境保全センターから見解を得ている。)

⑤ 産業振興プロジェクト会議や近畿農政局との協議においても様々な課題点が指摘されているが、出てきた課題を十分な形で協議もせず企業誘致に切り替えてしまった。

⑥ 協議会方式での農産物加工所の運営が企業誘致へと方針転換され、G-Labo が誘致企業として決定するまでのプロセスが不明瞭であり、竹内市長の独断による企業誘致であったと言わざるをえない。

⑦ 市は宇陀農園の誘致決定後、宇陀農園並びに農家への支援体制を整えることが出来なかった。

(市は産業支援機構の設立方針を打ち出し、農家への支援を行うと市議会、地元自治会に説明をしていたが、産業支援機構は設立されることはなかった。聞き取り調査によって産業支援機構の設立方針が撤回されたことは確認できたが、公式の会議では一切議論されておらず、議会、住民に対する説明も行われていない。)

⑧ 宇陀農園の設立時には農業のノウハウをもった社員は誰もおらず、栽培の失敗は当然の結果であり、地元農家との契約栽培についても栽培指導が出来る人材がいない為、進めることが不可能であった。

(平成 25 年 7 月 5 日に行われた農業振興意見交換会において吹井寛文氏は農業生産法人を設立したと述べているが、その時点では約 1320 平方メートルの農地で自家消費用の野菜を栽培しているにすぎなかった。)

⑨ 誘致決定するまでに企業調査など慎重に検討を重ねていれば、宇陀農園が誘致企業としてふさわしいかどうか判断が出来たはずである。

(『帝国データバンク』への調査依頼は、宇陀農園が休業・撤退を申し出てきた平成 27 年 5 月 29 日以降の 6 月 19 日である)

◆議会側

- ① 平成 25 年 9 月議会の会期中、産業建設常任委員会に対して、宇陀市 6 次産業化企業誘致についての説明が行われた。6 次産業化を進めるにあたって、市内の農産物を集めやすい位置であり、一定の面積があり、洗浄するための水が確保でき、かつ市の既存施設の有効活用するという観点から伊那佐文化センターを農産物加工所に改修して企業を誘致したいと説明がなされた。

予算審査特別委員会においても、同様の説明があり、工事費用、用地買収について議論がされている。当時、地元地域の期待が高く、6 次産業化を進める期待もあり、補正予算案は可決された。

今回の検証を通じて、G-Labo、宇陀農園には農業経営、6 次産業化のノウハウがなかったことが明らかになり、そのことを見抜くことができなかつたのは反省すべき点である。

- ② 補正予算案の成立後も、市に対して随時説明を求め、進捗状況を確認していくべきであった。

6. 検証による問題点・課題を踏まえた今後の取り組みについて

◆行政側

- ① 誘致企業については、企業の経営実態や経営理念等、最大限の事前調査を行うこと。
- ② 政策調整会議が機能するよう、課題について充分協議出来る環境を整え、たとえトップダウンの政策であっても庁内で指摘し合える状況を構築すること。
また、会議録や配布資料については、議会の求めに応じられるよう整備しておくこと。
- ③ 今後 6 次産業化を進めるにあたり、状況に応じて先進事例の調査を行うなど、後々問題が出てくることがないように充分精査すること。
- ④ 行政財産の利活用、もしくは、公的資金の投入を行う事案については住民、議会の理解を得られるよう、より一層の情報開示に努めること。
- ⑤ 特定企業に対して、随意契約または、業務委託を行う際は、利益供

与との疑いが生じないように、慎重に進めること。

- ⑥ 企業誘致を進める場合、住民に広く理解が得られるよう、合意形成に努めること。
- ⑦ 公・民が共同で事業を行う場合は、双方の役割分担を明確にしておくこと。

◆議会側

- ① 議案審査に臨むにあたり、行政から提供された資料の精査に留まらず、参考人招致、専門的知見の活用など、議会として独自の情報収集、意見交換を行うことが必要である。
- ② 議決後も所管事務調査を通じて、状況把握に努める。
- ③ 必要に応じて特別委員会の設置による集中審議を行うことも視野に入れる。

7. 終わりに

今回の特別委員会では、農産物加工所の運営企業の早期撤退を受け、何が問題であったか、また、違法性・事件性がなかったかを検証し、今後の行政課題へより合理的な審議に導いていけるよう議論して参りました。

今回の企業誘致は、竹内市長と吹井寛文氏が高校時代の同級生であったという個人的な繋がりから始まったものであります。

トップダウンによる企業誘致が進められた結果、十分な事前調査が行われる事なく企業誘致へと突き進み、軌道修正がされることなく、多額の資金を投じて行った事業が竣工からわずか半年で撤退・倒産に至った事実を考えると、委員会として、違法性、事件性は認めることは出来ないものの、行政側、特に竹内市長の道義的責任は免れないものと判断するものです。

トップセールスとして、この事業を進めてきた竹内市長は行政に対する市民の信頼を失墜させました。

竹内市長につきましては、今回の結果を重く受け止め、強く反省を求めます。

ただ、6次産業化を進めていく事、トップセールスでの企業誘致に関して、その政策、方向性を一切否定するものではございません。

今後も宇陀市の基幹産業である農業の繁栄と地域の活性化、および雇用の創出も考えた時に、6次産業化を更に確実に前進させていく事、そして、市長を中心として行政が一体となりトップセールスでの企業誘致を進めていくという方向性については、むしろ、精力的に進めていって頂きたいとの認識でございます。

その為に、議会もしっかり協力しながら、宇陀市発展のために尽力して参りたいと思います。

以上

宇陀市議会 企業誘致検証検討特別委員会

委員長	井	谷	憲	司
副委員長	松	浦	利	久子
委員	勝	井	太	郎
委員	八	木	勝	光
委員	菊	岡	千	秋
委員	西	浦	正	哲
委員	西	岡	宏	泰
委員	廣	澤	孝	英